

盛岡地方振興局長告示第46号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年7月3日

盛岡地方振興局長 望月正彦

1 共同生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0320100183	ひのき館	盛岡市東見前6地割70番地2	盛岡市津志田西一丁目25番18号	平成21年4月1日
0322115049	共同生活事業所 「みたけの園」	岩手郡滝沢村滝沢字穴口223番6	岩手郡滝沢村滝沢字穴口203番地 4	〃

2 共同生活援助

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0320100183	ひのき館	盛岡市東見前6地割70番地2	盛岡市津志田西一丁目25番18号	平成21年4月1日
0322115049	共同生活事業所 「みたけの園」	岩手郡滝沢村滝沢字穴口223番6	岩手郡滝沢村滝沢字穴口203番地 4	〃